平成30年(健厚)第1147号

裁 決 書

審查請求人

原処分をした保険者

政

府(厚生年金保険)

全国健康保険協会 (健康保険)

原処分をした保険者の機関

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働大臣

原処分の権限に係る事務の受任者

東京都杉並区高井戸西3-5-24

日本年金機構 代表者 理事長 水島 藤一郎

主

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、後記第2の 2記載の原処分の取消しを求めるということである。

- 第2 事案の概要(本件審査請求に至る経緯) 以下の事実は、本件記録により明らかである。
 - 1 代表取締役 ・以下「 」という。)は、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の事業主であるところ、平成 年 月 日時点において、健康保険及び厚生年金保険の保険料、児童手当拠出金、子ども・子育て拠出金並びに延滞金合計 円(以下、これらを併せて「本件滞納保険料等」という。)を滞納していた。
 - 2 健康保険法第204条第1項第15号、第180条、厚生年金保険法 第100条の4第1項第29号、第86条の規定により厚生労働大臣から健康保険料及び厚生年金保険料の滞納処分の権限に係る事務を受任した日本年金機構の 年金事務所徴収職員(以下「本件徴収職員」という。)は、平成30年7月25日、本件滞納保険料等を徴収するため、別紙1(財産目録)記載の軽自動車1台(以下「本件自動車」という。)を差し押さえた(以下「本件差押え」といい、本件差押えのうち、児童手当拠出金及び子ども・子育て拠出金に関する部分を除くその余の部分を「原処分」という。)。
 - 3 請求人は、原処分の取消しを求めて、当審査会に審査請求をした。
- 第3 当事者等の主張の要旨
 - 1 請求人

請求人の主張は、別紙2記載のとおりであり、本件自動車は請求人の 所有であり、 の所有ではないというものである。 2 保険者

保険者の主張は、別紙3記載のとおりである。

3 社会保険審査会参与

1名から、請求人の請求を容認すべきであるとの意見があった。

理由

- 1 健康保険法第190条は、保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は同 法第180条所定の保険料等の督促及び滞納処分に不服がある者は当審 査会に対して審査請求をすることができる旨を規定し、厚生年金保険法 第91条は、保険料の賦課若しくは徴収の処分又は同法第86条所定の 保険料の督促及び滞納処分に不服がある者は当審査会に対して審査請求 をすることができる旨を規定している。そして、上記各処分に不服があ る場合の審査請求制度は、国民の権利救済のための手続であるから、そ の処分を取り消すことによって回復される法律上の利益がある場合でな ければ、これをすることができないものである。
- 2 本件の原処分は、 を名宛人としてされたものであり、請求人に対してされたものではない。しかし、滞納処分としての差押処分がされた場合において、当該差押物が第三者の所有に属するときは、当該第三者は滞納処分により当該差押物の所有権を失うこととなるから、当該第三者は、当該差押処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有するというべきである。
- 3 そこで、本件自動車の所有権の帰属について検討すると、本件記録に よれば、次の事実が認められる。
- (1) 請求人は、 **(1)** の代表取締役である **(2)** とその妻である **(2)** 子との間の子である。
- (2) 請求人は、平成 年 月 日 日 :

金のローン契約(以下「本件ローン契約」という。)の締結を申し込ん だが、その申込書には、申込者欄に請求人の氏名が、指定預金口座欄 に請求人名義の口座名が、自動車の目録欄に本件自動車が、支払総額 (自動車代金及び分割手数料等の合計)欄に 円)が記載され、支払回数及び支払 分割支払金合計は 期間欄に平成の毎年月から平成の毎年月まで日本回と記載されて 確認のはがきには、上記の内容(ただし、支払期間は平成の年間月 から平成 年 月までとされている。)のほか、契約日平成 年 (以下「」 月 日、取扱店名 いう。)と記載されている。そして、その分割支払金は請求人名義の預 金口座からことは、これに毎月引き落とされている。また、平成 年 月の本件自動車の車検整備費用は、請求人が に支払 っており、本件自動車の自賠責保険の保険契約者も請求人とされてい る。

- (3) 他方、本件自動車は、軽自動車検査ファイル(車検証)上の所有者及び使用者は の名義とされ、 の本店所在地であり、 かつ 及び の住所地である香川県 において保管されており、 又は が 使用していたことがうかがわれる。また、本件自動車の任意保険の保険契約者名義は とされている。
- (4) 本件徴収職員は、上記の軽自動車検査ファイルの記載及び保管状態から の所有であるとして、平成30年7月25日午前に本件自動車を差し押さえたものであるが、その際、 は は の所有ではないと主張した。また、同日中に本件自動車の

軽自動車検査ファイルの所有者及び使用者名義が請求人に変更された。 以上によれば から本件自動車を購入したのは請求人であり、 そのローン代金も請求人が支払っているのであるから、請求人が売買 によりその所有権を取得したものというべきである。上記(3)の事実を もってしてもこれを覆すことはできないし、上記(3)の事実から、請求 人が に対し本件自動車の所有権を移転したということも困難 である。

また、民法第177条及び道路運送車両法第5条のように所有権の得要について登記、登録を対抗要件とする旨が定められている場合には、真実の所有者が第三者名義で虚偽の所有権移転の登記、登録をしたときは、民法第94条第2項の類推適用により、真実の所有者は、その登記、登録を信用して差押えをした者に対して、自己の所有権を主張できないと解されているが、本件自動車は、軽自動車であり、道路運送車両法第4条及び第5条の適用はなく、軽自動車検査ファイルの所有者名義の記載は所有権移転の対抗要件ではないから、請求人が軽自動車検査ファイルの所有者名義をとしていたからといって、これをもって、本件について民法第94条第2項を類推適用することはできない。

4 以上によれば、本件自動車は請求人の所有に属するものであるから、 請求人は、原処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者であ り、かつその請求は理由があるというべきである。原処分は取消しを免 れない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成31年4月26日

社会保険審査会

審査長 瀧 澤 泉

審查員 後 藤 昭 夫

審查員 中 森 正 二

以上は謄本である

平成31年4月26日

社会保険審査会委員長